

売上・消費のV字回復を目指し、イベントを企画・実施する市内事業者の皆様へ

消費喚起イベントを 強力に後押しします！

補助率 **10/10** 限度額 **100万**円

申請期間：令和3年11月1日～令和4年2月15日

長期化するコロナ禍の影響を受けている事業者のみなさんが
売上回復のために実施する消費喚起イベントに対し
補助率100%で特別支援します！



イベントにかかる**会場費、設営費、
広告宣伝費等**を補助



キッチンカーイベントや店舗を巡るキャンペーンなど**一般消費者を相手に対面で商取引**をするものが対象



**令和3年11月1日から
令和4年2月28日まで**
に市内で開催されるものが対象



6者以上の事業者(*)が参加し、**市内店舗が参加店舗の過半数を占める**ものが対象

(*) 事業者とは…一般消費者を相手に直接取引を行う事業者
(例：飲食店、小売店、サービス業など)

※対象となるイベントや経費について詳しくは裏面をご覧ください

補助対象者

- ・ 市内に本店（住所）を有する中小企業者であること
（中小企業基本法第2条第1項に規定するもの）
 - ・ 補助対象事業の主催者であること
- ※イベントの主催者は一中小企業者であることが条件です。
主催者が〇〇実行委員会や〇〇商店街など団体である場合は対象となりません。

感染拡大予防
ガイドライン一覧



豊橋市新型コロナ
通知システム

補助対象事業

- ・ 令和3年11月1日から令和4年2月28日までに市内で開催されるもの
- ・ 一般消費者を相手に対面で商取引（その場で物やサービスが提供され、その対価として金銭のやり取りがなされることをいう。）を行うことにより市内の消費喚起を行うもの
（※オンライン、デリバリー、体験、文化、スポーツイベントを除く。）
- ・ 6者以上の商業者が参加するもの
（商業者とは事業者単位をいう。）
- ・ 市内で営業する店舗が参加店舗の過半数を占めるもの
（店舗を巡るキャンペーン等は参加店舗がすべて市内でなければ対象外）
- ・ 国の「感染拡大予防ガイドライン」に沿った感染対策を行い、「豊橋市新型コロナ通知システム」に登録するもの

補助率・補助金額

【補助率】
補助対象経費の10/10以内
（千円未満の金額は切り捨てる。）

【補助金額】
1事業につき 限度額100万円
※月ごとに1事業のみ申請

<例>
11月に事業①、12月に事業②を実施
→どちらも申請可
11月に事業①、事業②を実施
→どちらか一方のみ申請可

※本補助金において既に申請している補助事業と新たに申請する補助事業の参加事業者の過半数が同一である場合は、単に申請者を変えて同一月に複数の申請をすることはできないものとする。



申請に必要な書類など
詳細はHPを
ご覧ください

補助対象経費

- ① **会場費**
会場借上料（機材使用料を含む。）
※公共施設の会場料は対象外
 - ② **印刷製本費**
宣伝用ポスター、パンフレット、チラシ、ステッカー等の印刷費
 - ③ **広告宣伝費**
新聞、ラジオ、テレビ宣伝等広告に要する経費
 - ④ **イベント費**
 - ・ イベントに必要な設備・備品のリース・レンタルに係る経費（※搬入・搬出経費を含む。イベント参加事業者が各ブース・店舗内において使用する調理器具、食材、燃料、アルバイト人件費等を除く。）
 - ・ イベントの運営、会場設営（搬入・搬出経費を含む。）警備、清掃等の委託に要する経費
 - ・ イベントの感染症予防対策に必要な消耗品の購入に係る経費（合計2万円以内）
- ※②印刷製本費、④イベント費（感染症予防対策の消耗品購入費を除く）にあつては、市内事業者（市内に本店（住所）を有する事業者）に対して支払う経費のみを補助対象とする。
※補助対象者及び補助事業の参加事業者と同一人とみなされる者に対して支払う経費は補助対象外とする。

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市役所産業部商工業振興課

☎0532-51-2425